

# ハラスメントのない快適な職場へ

## 1. 職場におけるハラスメント

労働者の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、労働者の能力の有効な発揮を妨げ、又、会社にとっても職場秩序や業務の遂行を阻害し、社会的評価に影響を与える問題です。

## 2. 我が社は次の行為を許しません

職場のパワーハラスメント・セクシャルハラスメント・妊娠 出産 介護等に関するハラスメントを当社では禁止することを定め、従業員等は次のことは行いません。

- ①職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景とした、業務の適正な範囲を超える言動等により、ほかの従業員に精神的・身体的な苦痛をあたえたり、就業環境を害することはしてはならない。
- ②性的な言動や行動により、他の従業員等に不利益や不快感を与えたり、就業環境を害するようなことはしてはならない。
- ③妊娠・出産等に関する言動、及び、妊娠・出産・育児・介護等に関する制度、又は、措置の利用に関する言動や行動により、他の従業員等の就業環境を害することはしてはならない。
- ④上記第1項から第3項までの定めの外、あらゆる言動や行動等におけるハラスメントにより、他の従業員等の就業環境を害することはしてはならない。

## 3. 対象者

従業員、パート・契約社員、派遣社員等当社において働いている方全て、又、顧客、取引先の社員の方等も含まれます。相手の立場に立って、普段の言動を振り返り、ハラスメントのない、快適な職場を作っていくしましょう。

## 4. 相談窓口

職場における各種ハラスメントに関する相談(苦情を含む)は各営業担当者、又は、下記の電話やメールで受付ますので、一人で悩まずにご相談下さい。

TEL番号:03-3562-7808 E-mail:info@staffi.co.jp 管理部長までお願い致します。

相談は公平に、プライバシーを守って対応致しますので、安心して相談下さい。

## 5. 措置、及び、再発防止

相談を受けた場合には、事実関係を迅速、かつ、正確に確認し、事実が認識出来た場合には、被害者に配慮のための措置、及び、行為者に対する措置を講じます。また、再発防止策を講じる等適切に対処します。

## 6. 不利益な取扱い

相談者はもちろん、事実関係の確認に協力した方に不利益な取扱いは行いません。

以上

2019年5月1日

株式会社スタッフアイ

代表取締役社長 古田 良三